

平成28年度第3回いじめ防止対策協議会（概要）

平成28年9月6日（火） 13：30～16：30

文部科学省3階 3F1特別会議室

- 1 資料1「いじめの未然防止、早期発見、対応、重大事態について（論点ペーパー）」の説明（事務局）
- 2 資料2「24時間子供SOSダイヤル」の説明

（主な意見）

【いじめの未然防止、早期発見について】

- 子供たちにいじめの相談機関を紹介しても、単に電話を掛けてきてくださいと待っているだけでは、利用は進まない。相談した結果、どのような解決につながったのかなど具体の事例を紹介することが重要である。
- いじめの未然防止、早期発見を考えるにあたり、国立教育政策研究所のデータでも示されているとおり、いじめの基本的な認識として、いじめはどの学校にも・どの学級にも・どの子にも起きる可能性があるということを確認しておく必要がある。
- 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組を実施した割合は、小中学校に比べ高等学校が低くなっており課題である。特に道德教育がそれに当たる。
- いじめ問題について児童生徒に指導するに当たっては、素地と基礎ということを考えてらどうか。すなわち素地として人権感覚を身に付けることを養い、その上で基礎として、コミュニケーションの力を高めていくなどの方法が有効だと思う。
- 子供たちがいじめを見つけてそれを先生に伝えることは、友達のことを「チクる」ことで、良くないことをしているかのように受け止めてしまっている状況があると思う。これを払拭して、決して恥ずかしいことではなく、むしろ友達を救うことになるとう意識付けが大切である。
- 心理検査を活用するなど早い段階で子供たちの実態を把握しておくことが重要である。
- いじめの早期発見にアンケートは有効だと思うが、方式を工夫することが大切である。
 - ・丸をつける方法で全員が同じくらいの時間で終了するよう配慮し、その後の面接で詳細を確認する。
 - ・文章で書く場合は、いじめについて書いていることが周囲に分からないよう、工夫が必要。例えば、何も書くことがない人用には、回答用紙に適当な文章を用意しておき、それを書き写すよう指示するなど。

○相談機関への相談が少ない原因は、児童生徒が単純に相談機関があることを知らないということだと思う。教員もよく知らないので積極的には相談したり、紹介したりしないと思う。これについては、次のような取組が有効ではないか。

- ・教員が、児童相談所、家庭裁判所、児童自立支援施設、少年院等を訪問する。
- ・相談機関に学校に来ていただき話をしてもらう。
- ・子供たちが相談機関を訪問し、調べた結果を文化祭等で報告する（教員もそこで連絡を取る必要が生じ、関係がつけられる。）。

○学校現場では、若手教員が大変増えている。情報の共有という点では、ミドルリーダーの姿勢（いかに若手教員から話を引き出すか）が非常に重要である。

○道徳教育や人権教育を更に充実させるべきだと思うが、それに加え、法教育（自分たちの安全な暮らしを守るために法がある。自分の行為に責任が生じる事実や、具体的な行為を示して、これは犯罪行為であり、法でどのように処罰されるかを教えるなど）も充実すべきだと思う。

○いじめ問題への対応として法教育を充実させるのであれば、人権について考え、良くないことをしたときには、なぜそれがいけないことなのかを学ぶという視点が重要である。

○教員がいじめへの対応が遅れたり、見て見ぬふりをしてしまったりする理由に、対処（被害・加害双方の児童生徒、その保護者への対応など同時に様々な対処が必要となる）の仕方が分からないということがあるのではないか。これらに関する具体的な研修が必要ではないか。

○就学前の段階からいじめの未然防止のための教育が必要ではないかとの話があったが、4歳、5歳ぐらいで、既に偏見という性向が子供の中に作られていくとの研究がある。違いがあってもいいのだということを若い年齢の段階から伝えていくことが重要なのではないか。

○教員が自分の経験だけでなく、問題を何度も起こしてしまう子供の気持ちや家庭の状況（貧困など）を理解することが大切である。この理解がなくては指導につながらない。

○いじめの対応では、OJL（On the Job Learning）が重要。但し、この場合、一人の教員では、経験できることは限られているため先輩、同僚、管理職が一緒になって様々な知識、知恵あるいは擬似的な体験、事例等を共有しながら学び続けることが大切である。